

不利益処分に関する処分基準 個票

地域振興部 蔵の街課

不利益処分の内容		歴史的風致維持向上支援法人の指定取り消し
根拠法令等及び条項		地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第36条
処分基準	根拠条項	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第36条
	参考事項	
	設定等年月日	平成31年 3月26日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基準 】</p> <p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律抜粋 (監督等)</p> <p>第三十六条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第三十四条第一項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>	